

議事要旨(1) 無形資産に係る会計基準の検討（参考人招致）

冒頭、新井副委員長より、無形資産プロジェクトの今後の進め方について、関係者の意見聴取を行ったうえで審議を続けることが適当であるとの意見が出されたことを踏まえ、本日は参考人からの意見聴取を行うこととした旨の説明がなされた。その後、財務諸表の作成者、利用者それぞれ2名及び監査人1名の計5名より、それぞれの立場からの意見聴取を行った。各参考人の意見要旨と質疑応答の概要は以下のとおりである。

（参考人（作成者・医薬品業）の意見要旨）

- 現在、医薬品業界は開発リスクを分散するため、パイプラインを保有する企業の買収やパイプライン自体の導入が重要な事業戦略となっており、開発初期のパイプラインの導入、そのようなパイプラインを保有する企業の買収が行なわれている。更には後発品メーカー、OTCメーカー、新興国市場を対象とする企業などの買収による無形資産の取得が増加しており、今後も増加していくと考えられる。
- このような状況であるため、医薬品業界においては、無形資産の重要度は高く、無形資産の定義や認識要件その他個別具体的な取扱いを含む包括的な会計基準の開発に対するニーズは高い。そして、そのような包括的基準においては、比較可能性という観点からもIFRSやUSGAAPと統一した規定内容が望ましい。また、個別業種の事象を加味して、「識別可能資産」という考え方から一歩踏み込んだ実務指針などの開発も望ましいと考える。

（参考人（作成者・小売業）の意見要旨）

- 「無形資産に関する論点」を公表した当時はコンバージェンスを精力的に推し進めていたが、現在はIASBに対してアジェンダ協議に関するコメント（開発費、のれん等）を発信しており、状況が大きく変化している。
- 上記のとおり、無形資産に関する論点の中心的なところで意見発信を行っている状況で、日本の主張と矛盾しない形で包括的な基準の開発を進めることができるのか、課題は多いと考える。一方で、IASBへ意見発信している事項については今後も注力していくべきである。

（参考人（利用者・クレジットアナリスト）の意見要旨）

- のれん、ソフトウェア以外の無形資産が利用者側の分析で重視されるのは限定的ではあるが、企業結合時に発生するのれんの金額を厳密に計算するためには、無形資産の会計基準があった方が望ましい。そうすることにより、研究開発費、ソフトウェアなどの個別の会計基準における無形資産全体の処理の整合性が保たれることになる。また、開発費の資産計上についての議論を深めるためにも、無形資産の包括的な基準が

必要である。最終的には各基準に分散する規定や会計慣行をまとめたものとなることが望ましい。

(参考人(利用者・エクイティアナリスト)の意見要旨)

- グローバルな活動を行う企業を中心に、成長戦略において企業買収が重要なオプションとなってきている。したがって、企業の収益予想を行う際に、業界平均のオーガニック・グロースだけを考慮するには限界があり、将来の買収想定が企業価値算出においては重要となってきている。そして、長期業績予測作成時の買収想定のためには無形資産の分析を通して企業のパフォーマンスを分析することが必要となることから、財務報告における無形資産(のれんを含む)の重要度は高まってきている。
- しかし、買収後の「のれん」を中心とした無形資産計上額についての情報が不足しており、現状は買収に対する評価は難しい状況である。したがって、企業は買収を通じ、どのように企業価値を高めようとしたのか、買収効果・シナリオが納得のいくものかという点を判断するためにも、無形資産の識別とその計算根拠の開示は有用な情報となる。したがって、財務報告における無形資産の重要度の高まりに対応するためにも、無形資産の包括的な会計基準の作成に賛成である。

(参考人(監査人)の意見要旨)

- 無形資産の会計実務において、①基準がないため実務に幅が生じているもの(定義・認識要件、耐用年数、当初測定価額の問題)、②基準は存在するが、その基準が適切であるかどうかについて論点となるもの(繰延資産の資産性)については早急に検討が必要であると考えられる。
- 無形資産の定義・認識要件については、明確な基準がないため、権利の内容が曖昧なものが資産として計上されてしまっている例がある。また、これらが無形資産として計上してよいのかどうか、償却するべきなのかどうかなど曖昧である場合がある。
- 企業結合における無形資産の識別について、企業結合会計基準では、企業結合時の無形資産の認識を規定しているが、実務では幅があるのが現状である。
- 今後生じてくるであろう新たな資産に関する会計処理の検討を含め、上記の問題に対応するためにも、無形資産に関する包括的な会計基準が開発されることが望ましい。
- 包括的な会計基準の作成が難しい場合には、実務上問題となっている論点について、実務対応報告等で取扱いを明確にしていきたい

(質疑応答)

<企業結合時における無形資産の識別について>

- ある委員から、のれんから無形資産を識別する実務について、参考人（作成者）に対して質問があった。これに対して、参考人（作成者）より、社内には買収ターゲットの評価を行う専門部署があり、当該部署の企業価値評価をベースに、経理部門で会計上ののれん・無形資産の識別を行っており、今後も同様のプロセスで行うだろうとの回答があった。
- ある委員から、企業が採用するのれんの償却年数の監査上の検証について、参考人（監査人）に対して質問があった。これに対して、参考人（監査人）より、会社が採用したのれんの償却年数について、その根拠については検証するが、買収当初の段階で反証することは難しいとの回答があった。また、無形資産から切り出した無形資産の償却年数の監査上の検証について、参考人（監査人）に対して質問があった。これに対して、参考人（監査人）より、のれんから無形資産が識別されるのであれば、識別された無形資産のそれぞれの性格を把握できることから償却年数を検証しやすくなると考えられるとの回答があった。

<耐用年数が確定できない無形資産の取り扱いについて>

- ある委員から、耐用年数が確定できない無形資産の取り扱いについて、耐用年数の上限の定めがあると望ましいと思われるが、この点について、監査人の観点から耐用年数の上限を設けることについてどのように考えるか、参考人（監査人）に対して、質問があった。参考人（監査人）より、耐用年数に上限を設定してしまうと、本来合理的な耐用年数を設定しなければならないという原則が忘れ去られる懸念があるため、この点について、どう対応を図るかが基準を開発する上で重要な点だと考えているとの回答がなされた。
- あるオブザーバーから、耐用年数が確定できない無形資産における減損テストについて、参考人（作成者）に対して質問があった。これに対して、参考人（作成者）より、日本企業で大きな減損が出るケースについて、株主、アナリストは慣れておらず、そのため買収直後に減損が出たときの関係者の反応を懸念しており、また、中長期の利益管理の観点からも、耐用年数が確定できない無形資産であっても最長〇年で定期償却できる措置を選好するとの回答があった。

<個別に取得した仕掛中の研究開発の取扱いについて>

- ある委員から、医薬品業界における IFRS と日本基準の差異について、参考人（作成者）に対して質問があった。これに対して、参考人（作成者）より、日本基準と IFRS の大きな差異として認識している点は、まだローンチしていない開発パイプラインを導入する際の導入時に支払う一時金について日本基準においては費用計上するが IFRS では資産計上する点であり、この差異について、どちらに揃えるかは別にして、揃えてほしいと考えているとの回答があった。

<社内開発費の取扱いについて>

- ある委員から、企業分析の際の開発費の調整について、参考人（利用者）に対して質問があった。これに対して、ある参考人（利用者）は、IFRS ベースの開発費を費用処理として調整する場合があるとの回答がなされ、ある参考人（利用者）からは、一部の研究開発費が多い企業については、バリュエーションの際に、費用化された研究開発費を資産計上として調整するケースもあるとの回答がなされた。
- ある委員から、資産計上されている開発費の情報の有用性について、参考人（利用者）に対して質問があった。これに対して、参考人（利用者）より、開発活動から将来キャッシュ・フローを確実に獲得できるのであれば、当該開発費を資産計上すべきであると考えられ、将来キャッシュ・フローが確実に獲得できるという確証が得られるものについては調整を行わず資産計上のまま評価する場合もあるとの回答があった。
- ある委員から、費用計上されている研究開発費の一部を資産計上として調整することについて、参考人（利用者）に対して質問があった。これに対して、参考人（利用者）より、研究開発活動の過去の状況に基づいて行っているとの回答があった。

<その他(のれん関係)>

- ある委員から、のれんの償却について、参考人（利用者）に対して質問があった。これに対して、参考人（利用者）より、例えばのれんの金額が多額の場合には、最長の期間で償却して償却費用を少なくしているのではないかと感じる場所があり、逆にのれんの金額が少額の場合には、5年・10年の償却としているのではないかと感じており、我々が必要としている情報はのれんの耐用年数ではなく、買収のシナリオ（買収を行った状況、対価についての評価）であり、それが買収の評価のために最も分かりやすい情報であると考えているとの回答があった。
- ある委員から、のれんの耐用年数について、参考人（利用者）に対して質問があった。これに対して、参考人（利用者）より、超過収益力は低減していくという考え方には同意しているが、企業によって、また、買収案件によってその低減の度合いは異なると考えられる中で、一律にのれんを償却してよいのか懸念を持っており、仮に無形資産の包括的な基準が開発されて、耐用年数が明確な無形資産が区別されるようになれば、残ったのれんについては耐用年数を一律に決めるのではなく、減損テストでチェックした方がよいのではないかと考えているとの回答があった。
- あるオブザーバーから、日本基準でのれんを償却することについて、参考人（作成者）に対して質問があった。これに対して、参考人（作成者）より、のれんが日本基準だけ償却を必要とされていることは非常に足かせになっていると考えており、会計理論上償却すべきかどうかについては議論があると思うが、IFRS、日本基準、USGAAP を揃えて、欧米の競合他社と同じ土俵で戦っていくことのできる環境を作ってもらいたいとの回答がなされた。

以上